

# きよせ

電話番号 042-492-5111 (市役所代表)

※市役所にお電話をいただく場合には、市外局番(042)からおかけくださいますようお願いいたします。

ファクス 042-492-2415

電子メール kouhou@city.kiyose.lg.jp

ホームページ <http://www.city.kiyose.lg.jp/>

携帯サイト <http://www.city.kiyose.lg.jp/m/index.htm>

携帯電話用QRコード



会場案内図  
※いずれも直接会場へ。

①表彰式・講評  
日時 10月26日(日)午前10時～正午  
ジュニアの部(小学生の部・中学生の部)、午後2時～4時  
一般の部(石田波郷賞・石田波郷新人賞)  
②講演会「波郷の俳句と青春」  
日時 10月26日(日)午後1時～1時50分(予定)  
講師 神野紗希氏(NHK「俳句さく咲く!」選者)  
場所 ①②とも清瀬けやきホール  
③展示  
石田波郷の年譜・自筆の俳句色紙・昭和20年代の清瀬の写真などの波郷ゆかりの品々やジュニアの部の入選句などを展示します。  
日時 10月21日(火)～26日(日)午前10時～午後5時  
場所 クレアギャラリー(クレアビル4階)  
※いずれも直接会場へ。

## 第6回石田波郷俳句大会

清瀬にゆかりの深い俳人・石田波郷の名前を冠に頂いた「第6回石田波郷俳句大会」を開催します。

今年も、全国からたくさんの方の作品が応募をいただき、ありがとうございます。皆さん、ぜひご来場ください。

問合せ 生涯学習スポーツ課  
☎495・7001

表彰式・講評・講演会 10月26日(日)  
展示 10月21日(火)～10月26日(日)

いしだ なでしこう  
石田波郷(大正2年3月18日～昭和44年11月21日)  
昭和を代表する俳人の一人。作品には、清瀬の国立東京療養所(現東京病院)での病床体験から療養俳句の金字塔といわれる句集『惜命』、四季の自然の豊かさをつづった随筆集『清瀬村』がある。清瀬中学校の校歌の作詞者としても知られる。

### ジュニアの部・市長賞を受賞した子どもたちにインタビュー

市では、多くの方に俳句に親しんでいただくため、石田波郷俳句大会の選者の方による「初めての俳句教室」や小・中学校での「出前授業」、放課後子ども教室

「まなべー」などでの俳句教室を実施しています。今回は、昨年の俳句大会ジュニアの部で市長賞を受賞した2人の子どもたちにお話を伺いました。

**井上 紗耶 さん**  
(十小5年)

ジュニア・小学生の部  
市長賞受賞作品  
「母の日にあげた花束しょくたくに」

俳句を作る時には、一つ一つの言葉に心を込めて、作っています。また、心のなかで想像を作って、想像のなかに出てきたものとかを言葉にして表現することを大切にしています。

想像のなかのものをうまく言葉に表現できた時は、すごく楽しいし、面白いです。その反面、なかなかそれをうまく言葉で表現できない時に、俳句の難しさを感じます。

**佐野 瑛美 さん**  
(二中2年)

ジュニア・中学生の部  
市長賞受賞作品  
「汗かいて清瀬の野菜で夏カレー」

俳句は、短い文で表現しなくてはいけないので、それに合う言葉を注意して探し、作るようにしています。また、できる時はすぐに書いて作れるのですが、なかなか合う言葉を見つけられない時には、先生に聞いてアドバイスをもらうようにしています。

短い文でうまく表現できた時に、一番楽しさを感じます。そして、そのように作った俳句が、市長賞のように評価された時は、更にうれしいです。

## みんなで守りましょう! 自転車のルール

市内で発生する交通事故の約4割は、自転車に関わる事故です。また、放置自転車は歩行者の安全な通行を脅かします。自転車のルールを守って、安全を心がけましょう。  
問合せ 道路交通課交通安全係 ☎ 497・2096

### 安全に乗るための5つのルール

**自転車は車道が原則 歩道は例外**

自転車は軽車両ですので、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

**安全ルールを守る**

- ① 飲酒運転の禁止
- ② 2人乗り、並進の禁止
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 交差点での信号の順守と一時停止・安全確認

※自転車を運転しながらの、携帯電話の使用は禁止されています。

**車道は左側を通行**

自転車は車道左側に寄って通行しなければなりません。右側通行は逆走となるため、禁止されています。

**歩道は歩行者優先で 車道寄りを徐行**

自転車が歩道を通行する時は、車道寄りを徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げる時は、一時停止をするか自転車から降りて押して歩きましょう。

**子どもはヘルメットを着用**

幼児・児童(13歳未満)を保護する責任のある方は、ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

**自転車ナビマークを設置**

市では、けやき通りの上清戸交差点～清瀬市役所前交差点の間で車線見直しを行い、車道上に「自転車ナビマーク」を設置しました。

### 放置自転車クリーンキャンペーン

— 10月22日(水)～31日(金) —

キャンペーン期間中は、駅周辺での指導やチラシを配布し、放置自転車防止を呼びかけます。

自転車は、決められた場所に止めましょう。駅周辺には、一時利用(1回100円)ができる駐輪場がありますので、そちらをご利用ください。なお、移送された自転車は清瀬市中里自転車等保管場所でお預かりしていますので、お引き取りをお願いします。

### 東京都自転車の安全で 適正な利用の促進に関する条例

**事業者の義務・努力義務**

条例では、事業者が守るべき自転車に関する義務・努力義務(下記参照)が定められています。事業者の方は、従業員が自転車を安全に利用できるようにしましょう。

◎自転車通勤する従業員への研修、情報提供など

自転車通勤する従業員がいる場合は、従業員が自転車を安全に利用できるよう、研修などにより、交通ルールの周知に努めましょう。

◎自転車通勤する従業員の駐輪場所確保・確認

自転車通勤する従業員がいる場合は、事業者自らが、駐輪場所を確保するか、従業員に対して駐輪場を利用していることを書面で確認しなければなりません(自宅から駅などへ自転車を利用している場合も、駐輪場所の確認をしなければなりません)

◎顧客などに対する駐輪場利用の啓発など

お店や事業所を訪れた人が周辺に自転車を放置すると、歩行者などの通行の妨げとなります。

自転車で来る顧客などに対して、駐輪場所を確保し、駐輪場の利用を勧めましょう。